

- (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
- 附 則** (昭和五〇年七月一日法律第六二号) 抄
 (施行期日等)
 1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 附 則** (昭和五五年一月二九日法律第九九号) 抄
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定及び改正後の裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の規定は、昭和五十五年八月三十日から適用する。
- 附 則** (昭和五六年六月一日法律第七七号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行する。
- 附 則** (昭和六〇年一二月二二日法律第九七号) 抄
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十二条の六第二項の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定、第十五条、第十七条、第十九条の二第三項、第十九条の六及び第二十二条の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定、附則第十六条を附則第十八項とし、附則第十五項の次に二項を加える改正規定並びに附則第十二項から第十四項まで及び第二十三項から第二十九項までの規定は昭和六十一年一月一日から、第十二条第四項の改正規定は同年六月一日から施行する。
- 附 則** (平成三年一二月二四日法律第一〇九号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成六年六月一五日法律第三三号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 附 則** (平成一一年七月七日法律第八三号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
 二 第一条中国家公務員法第八十二条の改正規定（同条第二項後段に係る部分を除く。）及び第八条中裁判所職員臨時措置法本則の改正規定（本則第一号に係る部分を除く。）並びに附則第六条第一項及び第八条の規定（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日）
附 則 (平成一一年八月一三日法律第一二九号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第四章、第五章、第四十条第二項から第六項まで、第四十一条、附則第五条、附則第六条（国家公務員法第八十二条第一項第一号の改正規定に係る部分を除く。）、附則第七条から第九条まで及び附則第十二条の規定並びに附則第十条中裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）本則の改正規定、同法本則第一号の改正規定及び同法本則に一号を加える改正規定（國家公務員倫理法第十条から第十二条まで及び第二十二条から第三十九条までの規定に係る部分に限る。）公布の日
附 則 (平成一一年一二月二二日法律第二二〇号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。
- 附 則** (平成一二年一二月二七日法律第一二五号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
- 一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令(の委任)

第三十九条 この法律に規定するものほか、公社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一〇月二八日法律第一三六号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。
附 則 (平成一九年五月一六日法律第四五号) 抄
(施行期日)

第一百七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年五月一六日法律第四五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八条、第十一条（附則第八条の準用に係る部分に限る。）、第二十条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条から第三十五条まで及び第三十六条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十六条及び第二十四条第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。）の規定並びに附則第四十条中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）目次の改正規定及び同法第六十七条を削り、同法第六十八条を同法第六十

附 則 (平成二五年一一月二二日法律第七八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年四月一八日法律第二二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年一二月一五日法律第七七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えていた日から施行する。

附 則 (令和三年六月一一日法律第六一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。